

平成 25 年 4 月 12 日
内閣府男女共同参画局

「配偶者暴力相談支援センターにおける保護命令への 関与等に関する実態調査」の結果

(調査時期) 平成 24 年 12 月 1 日現在

(調査対象) 全国の配偶者暴力相談支援センター 220 か所

(設置主体: 都道府県 173 か所、市町村 47 か所)

1 保護命令について

(1) 無審尋の発令

被害者が無審尋(※)の発令を希望したケースに関わったことがあるか聞いたところ、関わったことがあるのは1か所(0.5%)となっている。

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 14 条第1項ただし書の規定により保護命令を審尋の期日を経ずに発するもの。

(2) 即日発令

保護命令の申立ての即日に発令が必要と思われた事案があったか聞いたところ、「事例があった」が 34 か所(15.5%)、「事例はなかった」が 186 か所(84.5%)となっている。(表1)

即日発令が必要と思われた事案の主なものは、「加害者からの執拗な追跡がある」(47.1%)、「命にかかわるような暴力の危険性が高い」(23.5%)、「暴力が繰り返されていて危険性が高い」(11.8%)、「加害者の釈放予定日が近い」(5.9%)となっている。(複数回答)

表 1 保護命令の申立ての即日に発令が必要と思われた事案の有無

	総 数	都道府県設置	市町村設置
総数	220	173	47
事案があった	34	25	9
事案はなかった	186	148	38

(3) 広域連携

保護命令の申立て又は発令がなされている事案において、被害者が他県に転居するなど県域を超える場合、被害者の安全の確保について他県の地方公共団体等と広域連携をしているか聞いたところ、「広域連携をしている」が 79 か所(35.9%)、「広域連携をしていない」が 141 か所(64.1%)となっている。(表2)

連携先をみると「他県の地方公共団体」が 69 か所(87.3%)、「警察」が 45 か所(57.0%)、「その他」が 12 か所(15.2%)となっていて(表3)、そのうち、取り決めを行っているところは3か所となっている。

広域連携をしていない理由をみると、「県域を超える事案がないから」が 91 か所(64.5%)と最も多くなっている。(表4)

表2 広域連携の有無

	総 数	都道府県設置	市町村設置
総数	220	173	47
広域連携をしている	79	58	21
広域連携をしていない	141	115	26

表3 連携先（複数回答）

	総 数	都道府県設置	市町村設置
総数	79	58	21
他県の地方公共団体	69	48	21
警察	45	34	11
その他	12	9	3

表4 広域連携をしていない理由

	総 数	都道府県設置	市町村設置
総数	141	115	26
他県の地方公共団体等との取り決めがないから	13	12	1
警察が先に対応しているから	16	14	2
県域を超える事案がないから	91	74	17
その他	21	15	6

(4) 現在の課題点

制度面を含めて、現在の課題点を聞いたところ、主なものは次のとおりで、アは 13.2%、イは 10.5%、ウは 9.1%となっている。（複数回答）

- ア 保護命令期間が短い、もう少し期間が長いとよい
- イ 身体的暴力以外（精神的、経済的、性的）の場合、発令されにくい
- ウ 発令までに時間を要する
- エ 交際相手（元交際相手）からの暴力も対象にしてほしい
- オ 申立書作成の負担が大きい、申立書を簡略化してほしい

2 交際相手からの暴力に関する相談対応について

(1) 現在の課題点

交際相手の暴力に関する相談対応について、現在の課題点を聞いたところ、主なものは次のとおりで、アは 41.4%となっている。（複数回答）

- ア 法的根拠が弱いと具体的な対策が取りにくい、できる支援に限りがある、安全対策や自立支援が乏しい、配偶者暴力防止法（保護命令）が使えない
- イ ストーカー規制法で対処している、対処するしかない
- ウ 若年層の認識不足、啓発活動が必要である
- エ 警察との連携が重要である
- オ 保護者への対応の仕方、啓発活動が必要である

(2) 今後の法定化に関する意見、要望

配偶者からの暴力のように、交際相手からの暴力に関する通報、相談対応又は一時保護が今後法定されることも考えられることについての意見、要望を聞いたところ、主なものは次のとおりで、アは29.5%となっている。(複数回答)

- ア (早急に)法定化されることを望む(配偶者暴力防止法に準ずる法にしてほしい)
- イ 「交際相手」の定義の明確化、十分な検討が必要である
- ウ 関係機関の対応方法、連携体制の構築(警察、近隣都道府県、関連施設)が必要である
- エ 相談、一時保護後の支援制度の整備が必要である
- オ 保護者との関係(保護者への啓発、保護者の意思での措置を決められるか)

3 関係機関との連携・協力について

(1) 協議会等

保護命令の発令に関して、関係機関と設置している協議会等があるか聞いたところ、「協議会等がある」が44か所(20.0%)、「協議会等はない」が176か所(80.0%)となっている。(表5)

なお、協議会等があるところの設置主体は「地方公共団体」「裁判所」がそれぞれ22か所(50.0%)となっている。

保護命令の発令に関する協議会等の参加機関をみると、「地方公共団体」、「警察」、「配偶者暴力相談支援センター」、「裁判所」が多くなっている。(表6)

協議会等の活用内容は、「制度・取組等の発表」が42か所(95.5%)と最も多く、次いで「事例の発表」が15か所(34.1%)となっている。(表7)

表5 保護命令発令に関する協議会等の有無

	総 数	都道府県設置	市町村設置
総数	220	173	47
協議会等がある	44	33	11
協議会等はない	176	140	36

表6 保護命令発令に関する協議会等の参加機関 (複数回答)

	総 数	都道府県設置	市町村設置
総数	44	33	11
検察庁	5	5	—
法務局・地方法務局	14	10	4
地方公共団体	38	28	10
警察	41	31	10
配偶者暴力相談支援センター	42	32	10
教育委員会等学校関係	10	7	3
児童相談所	12	10	2
精神保健福祉センター	6	3	3
弁護士会等法曹関係	13	10	3
医師会等医療関係	11	8	3
民間団体	12	8	4
裁判所	39	29	10
その他	11	9	2

表7 保護命令発令に関する協議会等の活用内容（複数回答）

	総 数	都道府県設置	市町村設置
総数	44	33	11
事例の発表	15	9	6
個別事案の情報共有	10	6	4
制度・取組等の発表	42	32	10

(2) 複合的背景被害者や同伴児童に関する連携

複合的背景被害者や同伴児童に関し、連携している協議会・関係機関を聞いたところ、「要保護児童対策地域協議会・子どもを守る地域ネットワーク」、「児童相談所」（児童関係）、「地域包括支援センター」（高齢者関係）が多くなっている。（表8）

表8 複合的背景被害者や同伴児童に関し連携している協議会・関係機関（複数回答）

	総 数	都道府県設置	市町村設置
総数	220	173	47
要保護児童対策地域協議会・子どもを守る地域ネットワーク	106	78	28
高齢者虐待防止ネットワーク・連携協力体制	30	20	10
障害者虐待防止ネットワーク・連携協力体制	19	14	5
児童相談所	167	137	30
地域包括支援センター	91	64	27
精神保健福祉センター	58	40	18
市町村障害者虐待防止センター	31	19	12
都道府県障害者権利擁護センター	7	7	-
被害者支援連絡協議会・被害者支援地域ネットワーク	42	36	6

(3) 現在の課題点

関係機関との連携について、現在の課題点を聞いたところ、主なものは次のとおりとなっている。

- ア 市町村、機関によって、配偶者暴力に対する理解、危機感、支援に関する考え方に温度差がある
- イ 児童相談所、教育委員会、障害者・高齢者虐待防止ネットワーク等との連携が必要である
- ウ 定期的なネットワーク会議、情報交換の機会を増やし、連携を密にする必要がある

4 その他

1～3のほか、配偶者等からの暴力に関する取組について、現在の課題点を聞いたところ、主なものは次のとおりとなっている。

- ア 複合的な問題を抱えている被害者の対応
- イ 相談しない被害者がいること
- ウ 男性被害者への対応と関連の社会的資源の不足
- エ 加害者への対応と関連の社会的資源の不足
- オ 同伴児童のケアと学習支援
- カ 周辺市町村の広域利用など緊急避難場所の確保
- キ 身近な市町村でのワンストップサービスの実施
- ク 国からの財政支援